

新旧対照表

○ 処分基準（警備業）

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案		現行		備考
<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">____年 ____月 ____日作成</p>		<p>処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日作成</p>		
法令名	: 警備業法（7-1）	法令名	: 警備業法（7-1）	<p>法改正により認定証が廃止されたことからこれに係る記述を変更。</p> <p>処分基準欄の欠格事由に係る記述について、法第3条第10号自体が、法人の役員が法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する場合に欠格事由に該当する旨を定めていることからこの旨記述を変更。</p>
根拠条項	: 第8条	根拠条項	: 第8条	
処分の概要	: 警備業の認定の取消し	処分の概要	: 警備業の認定の取消し	
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	
法令の定め	: 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）及び第7条（認定の有効期間の更新）	法令の定め	: 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）及び第7条（認定の有効期間の更新）	
処分基準	<p>警備業法第8条各号に掲げるいずれかに該当し、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、<u>警備業の認定の取消しを行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の責めに帰すことのできない事由により、<u>法第3条第10号に該当する場合であって</u>、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」とおこなうものとする。</p>	<p>警備業法第8条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、<u>認定を取り消すこととする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の責めに帰すことのできない事由により<u>法人の役員が法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合</u>で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」とおこなうものとする。</p>		
問い合わせ先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	問い合わせ先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	
備考		備考		

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名	: 警備業法（7-2）
根 拠 条 項	: 第22条第7項
処 分 の 概 要	: 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第6号まで（警備業の要件）及び第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準	: 警備業法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名	: 警備業法（7-2）
根 拠 条 項	: 第22条第7項
処 分 の 概 要	: 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第6号まで（警備業の要件）及び第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準	: 警備業法第22条第7項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名	: 警備業法（7-3）
根 拠 条 項	: 第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要	: 合格証明書の返納命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第7号まで（警備業の要件）及び第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準	: 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員として不相当であると認められる場合は、合格証明書の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合は、警察官の制服に殊更に似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等、その警備員の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名	: 警備業法（7-3）
根 拠 条 項	: 第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要	: 合格証明書の返納命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第7号まで（警備業の要件）及び第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準	: 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に該当し、警備員として不相当であると認められる場合等には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合は、警察官の制服にことさらに似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

____年 ____月 ____日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-4)
根 拠 条 項	: 第42条第3項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要	: 機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第6号まで (警備業の要件) 及び第42条第2項 (機械警備業務管理者資格者証の交付)
処 分 基 準	: 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第7項各号のいずれかに該当し、機械警備業務管理者として不適当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等、 <u>その機械警備業務管理者の態様、動機等によって</u> 悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-4)
根 拠 条 項	: 第42条第3項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要	: 機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条第1号から第6号まで (警備業の要件) 及び第42条第2項 (機械警備業務管理者資格者証の交付)
処 分 基 準	: 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第7項各号に該当し、機械警備業務管理者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等 <u>その態様、動機等が</u> 悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-5)
根 拠 条 項	: 第48条
処 分 の 概 要	: 警備業者に対する指示
原 権 者 (委 任 先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」とおとり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-5)
根 拠 条 項	: 第48条
処 分 の 概 要	: 警備業者に対する指示
原 権 者 (委 任 先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」とおとり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-6)
根 拠 条 項	: 第49条第1項
処 分 の 概 要	: 警備業務に係る営業の停止命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-6)
根 拠 条 項	: 第49条第1項
処 分 の 概 要	: 警備業務に係る営業の停止命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

____年 ____月 ____日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-7)
根 拠 条 項	: 第49条第2項
処 分 の 概 要	: 営業の廃止命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条 (警備業の要件)、第5条第3項 (警備業の要件に該当する旨の通知)、第7条第3項 (認定の有効期間を更新しない旨の通知) 及び第8条 (認定の取消し)
処 分 基 準	: 次の場合 <u>は</u> 、営業の <u>廃止命令を行うもの</u> とする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合 (その営業が警備業に当たることについての認識が全く <u>なく</u> 、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、 <u>指導又は警告</u> に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。) なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法 (7-7)
根 拠 条 項	: 第49条第2項
処 分 の 概 要	: 営業の廃止命令
原権者 (委任先)	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条 (警備業の要件)、第5条第3項 (警備業の要件に該当する旨の通知)、第7条第3項 (認定 <u>証</u> の有効期間を更新しない旨の通知) 及び第8条 (認定の取消し)
処 分 基 準	: 次の場合 <u>には</u> 、営業の <u>廃止を命ずること</u> とする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合 (その営業が警備業に当たることについての認識が全く <u>無く</u> 、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、 <u>指導、警告</u> に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。) なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考	

別紙

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、警備業者又はその警備員が法令違反行為等を行った場合に、千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、その警備業務に係る営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 警備業に関し、法、法に基づく命令、法第17条第1項の規定に基づく千葉県公安委員会規則又は他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。

(5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。

(6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。

(7) 営業停止期間 営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

別紙

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、警備業者又は警備員が行った法令違反行為等に対し千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件、指示又は営業停止命令の内容等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 法、法に基づく命令若しくは法第17条第1項の規定に基づく千葉県公安委員会規則の規定に違反する行為又は警備業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。

(4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。

(5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。

(6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。

(7) 営業停止期間 営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

法第3条第3号にある「警備業務に関し」の部分引用し追記。

法第48条にある「適正な実施を害するおそ

第4条 次の各号のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 警備業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの(指示に違反する行為を除く。)を行ったとき。
- (2) 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの(指示に違反する行為を除く。)を行ったとき。
- (3) 警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。
イ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

ロ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該警備業者又はその警備員(当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。)若しくは当該警備業者の警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

(指示を行うべき場合の例外)

第5条 警備業者又はその警備員が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。
- (2) 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

- (1) 警備業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (2) 警備業者がその警備員に対し指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (3) 警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。
イ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示を受けたことがあるとき。

ロ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前3年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該警備業者の警備員(当該法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。)若しくは警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

第5条 警備業者又はその警備員が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。
- (2) 警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同

れ」の部分を引用し、追記。

法第49条において指示処分違反に対しては営業停止処分を適用する旨規定されていることからその旨を追記。

り返し行われているとき、又は多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(指示と営業停止命令の関係)

第6条 営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

(1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置(当該指示対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。)

(2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(3) 指示対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間(法第14条第1項の規定に該当する警備員については、同項の規定に該当しなくなるまでの間)、当該警備員を警備業務に従事させない措置

(4) 前各号に掲げる措置のほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置

(5) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会

種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(営業停止命令との関係)

第6条 警備業者又はその警備員が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

(1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(2) 指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置(当該指示対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。)

(3) 指示対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間(法第14条第1項に規定する者に該当する警備員については、同項に規定する者に該当しなくなるまでの間) 当該警備員を警備業務に従事させない措置

(4) 前各号に掲げるもののほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置

(5) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会

(1)と(2)の記載順序を変更。

前同

報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

3 第1項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

(1) 警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(2) 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(3) 警備業者が法令違反行為等(Iに分類されるものを除く。)を行った場合又は警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員が法令違反行為等を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行為等(Iに分類されるものを除く。)を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき、又は多数の警備員によって当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が行われているとき(当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。)

に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は警備業務の適正な実施を確保するために必要な最小限のものとしなければならない。

3 第1項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

(1) 警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(2) 警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(3) 警備業者が法令違反行為(Iに分類されるものを除く。)を行った場合又は警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他その警備員が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行為(Iに分類されるものを除く。)を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき(当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされていきを除く。)

ロ 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該警備業者が指示を受けたことがあるとき。

ニ 警備業者又はその従業者(法人である警備業者にあつては、役員を含む。以下同じ。)が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げる場合のほか、警備業者が引き続き警備業を営んだ場合に、著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認められるときその他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の範囲)

第10条 営業停止命令を行う警備業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことができる。

2 営業停止命令を行う警備業者が法第2条第1項各号に規定する警備業務のうち2以上の区分に係る警備業務を行っている場合は、当該警備業者が行っている全ての区分に係る警備業務に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことができる。

(営業停止命令の個数)

第11条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

ロ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前3年以内に当該警備業者が指示を受けたことがあるとき。

ニ 警備業者又はその従業者(法人である警備業者にあつては、役員を含む。第16条第3項において同じ。)が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、警備業者が引き続き警備業務に係る営業を行った場合に著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認めるとき、その他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の個数)

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令の範囲)

第11条 営業停止命令を行う警備業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所に対して営業停止命令を行うことができる。

2 営業停止命令を行う警備業者が法第2条第1項各号に規定

第10条と第11条の記載順序を変更。

前同

(営業停止命令に係る期間)

第12条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は5月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は3月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は2月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は1月とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(営業停止命令の併合)

第13条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第11条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について

する警備業務のうち2以上の区分に係る警備業務を行っている場合、当該警備業者が行っている全ての区分に係る警備業務に対して営業停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営業停止命令対象行為に係る特定の区分に係る警備業務に対して営業停止命令を行うことができる。

(基準期間等)

第12条 営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は5月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は3月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は2月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は1月とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(観念的競合)

第13条 警備業者若しくはその警備員が行った1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は警備業者若しくはその警備員が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

第13条と第14条の記載順序を変更。

前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれD、Fに分類される2個であるときは、4月）及び6月を超えることはできない。

（観念的競合等）

第14条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第11条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第12条に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第15条 警備業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、第12条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第16条 営業停止期間は、第12条から前条までに規定する基準期間とする。

（営業停止命令の併合）

第14条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、第12条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

（常習違反加重）

第15条 警備業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に当該警備業者又はその警備員が法令違反行為等（極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものに限る。）を行った場合において営業停止命令を行うときは、第12条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第16条 警備業者に次項又は第3項に規定する事由がないときは、第12条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

前同

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であるとき。

(2) 当該営業停止命令対象行為が行われた 日前10年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。

(3) 当該営業停止命令対象行為が行われた 日前5年以内に、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）若しくはその警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。

(4) 警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

(5) 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。

(6) 警備業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 多数の従業者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営

2 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。

(2) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った 日前10年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示を受けたことがないこと。

(3) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った 日前5年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該警備業者の警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）又は警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。

(4) 警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。

(5) 営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて軽微であると認められること。

(6) 警備業者が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態又は依頼者等の被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 警備業者の従業者のうち多数の者が営業停止命令対象行為

業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。
- (4) 営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいとき。
- (5) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）若しくはその警備員であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (6) 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (7) 警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。
- (8) 警備業者に改悛の情が見られないとき。

に關与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。
- (4) 営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいこと。
- (5) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該警備業者が、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあること。
- (6) 営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて重大であると認められること。
- (7) 警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。
- (8) 警備業者に改悛の情が見られないこと。

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第13条←法第57条第3号	A
(2) 書面交付義務違反・虚偽記載のある書面交付	法第19条←法第57条第4号	D
(3) 警備員指導教育責任者不選任	法第22条第1項←法第57条第5号	C
(4) 機械警備業務開始届出義務違反	法第40条←法第57条第6号	D
(5) 指示処分違反	法第48条←法第57条第7号	B
(6) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項←法第58条第1号	I
(7) 認定更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する法第5条第1項←法第58条第1号	I
(8) 標識掲示等義務違反	法第6条第1項←法第58条第2号	I
(9) 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第9条←法第58条第3号	E
(10) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会関係）	法第11条第1項←法第58条第3号	E
(11) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	E
(12) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I
(13) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第2項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項、法第58条第1号	I
(2) 認定証再交付申請義務違反	法第5条第5項	I
(3) 認定証掲示義務違反	法第6条、法第58条第2号	I
(4) 認定証更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する法第5条第1項、法第58条第1号	I
(5) 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第9条、法第58条第3号	E
(6) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会関係）	法第11条第1項、法第58条第3号	E
(7) 認定証書換え申請義務違反	法第11条第3項	I
(8) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第4項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	E
(9) 認定証返納義務違反	法第12条第1項第4号、法第58条第4号	I
(10) 名義貸し	法第13条、法第57条第3号	A
(11) 欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。）	法第14条第1項	I
(12) 欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 イ 警備業者に故意又は重過失があった場合 ロ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
(13) 警備業務実施の基本原則違反（警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則	法第15条	E

新たに作成された別表に変更。

新表にあつては違反行為の記載順序が変更されたほか、記載内容についても変更がなされ、その概要は以下のとおり。

旧表（3）の認定証の掲示義務違反を標識掲示義務違反へと変更。

認定証の運用廃止に伴い、旧表（7）の認定証の書換え申請義務違反及び旧表（9）認定証返納義務違反の項目を削除。

(14) 護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する法第16条第2項←法第58条第3号	I
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第2項←法第58条第3号	I
(16) 機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条←法第58条第3号	D
(17) 機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条←法第58条第3号	E
(18) 機械警備業務管理者不選任	法第42条第1項←法第58条第8号	D
(19) 報告等義務違反・虚偽報告等	法第46条←法第58条第7号	D
(20) 立入検査等の拒否等	法第47条第1項←法第58条第7号	D
(21) 基地局備付け書類に係る不整備・基地局備付け書類虚偽記載	法第44条←法第58条第9号	F
(22) 警備員名簿等に係る不整備・警備員名簿等虚偽記載	法第45条←法第58条第9号	F
(23) 欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。）	法第14条第1項	I
(24) 欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 イ 警備業者に故意又は重過失があった場合 ロ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
(25) 警備業務実施の基本原則違反（警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第15条	E
(26) 服装制限違反	法第16条第1項	D
(27) 護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定に基づく公安委員会規則の規定	D
(28) 検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D

の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。)		
(14) 服装制限違反	法第16条第1項	D
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第2項、法第58条第3号	I
(16) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第3項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	I
(17) 護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定に基づく公安委員会規則の規定	D
(18) 護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する法第16条第2項、法第58条第3号	I
(19) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第2項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	I
(20) 検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
(21) 合格証明書の携帯義務違反	法第18条、検定規則第3条	I
(22) 書面交付義務違反	法第19条、法第57条第4号	D
(23) 教育義務違反 イ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%未満である場合 ロ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%以上70%未満である場合 ハ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70%以上90%未満である場合 ニ 内閣府令で定める内容、時間数の教	法第21条第2項	D E F I

(29) 合格証明書携帯義務違反	法第18条←検定規則第3条	I
(30) 教育義務違反	法第21条第2項	
イ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%未満である場合		D
ロ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%以上70%未満である場合		E
ハ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70%以上90%未満である場合		F
ニ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90%以上100%未満である場合		I
(31) 指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第21条第2項	F
(32) 警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反	法第22条第8項	F
(33) 即応体制の整備義務違反	法第43条	
イ 都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることができない警備業務対象施設がある場合又は都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合		D
ロ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府		D

育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90%以上100%未満である場合		
(24) 指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第21条第2項	F
(25) 警備員指導教育責任者不選任	法第22条第1項、法第57条第5号	C
(26) 警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反	法第22条第8項	F
(27) 機械警備業務開始届出義務違反	法第40条、法第57条第6号	D
(28) 機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条、法第58条第3号	D
(29) 機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条、法第58条第3号	E
(30) 機械警備業務管理者不選任	法第42条第1項、法第58条第9号	D
(31) 即応体制の整備義務違反	法第43条	
イ 都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることができない警備業務対象施設がある場合又は都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合		D
ロ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50%以上		D

<p>県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50%以上である場合</p> <p>ハ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合</p> <p>ニ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10%以上30%未満である場合</p> <p>ホ イからニまでに規定する場合以外の場合</p>	<p>E</p> <p>F</p> <p>I</p>
<p>(34) (1) から (33) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為</p>	<p>当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類</p>

<p>である場合</p> <p>ハ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合</p> <p>ニ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10%以上30%未満である場合</p> <p>ホ イからニまでに規定する場合以外の場合</p>	<p>E</p> <p>F</p> <p>I</p>
<p>(32) 基地局備付け書類に係る不整備・虚偽記載</p>	<p>法第44条、法第58条第10号</p> <p>F</p>
<p>(33) 警備員名簿等に係る不整備・虚偽記載</p>	<p>法第45条、法第58条第10号</p> <p>F</p>
<p>(34) 報告等義務違反・虚偽報告等</p>	<p>法第46条、法第58条第8号</p> <p>D</p>
<p>(35) 立入検査拒否、妨害等</p>	<p>法第47条第1項、法第58条第8号</p> <p>D</p>
<p>(36) 指示処分違反</p>	<p>法第48条、法第57条第7号</p> <p>B</p>
<p>(37) (1) から (36) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為</p>	<p>当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類</p>

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第2項の輸入に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(2) 刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第111条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第1項、第124条第2項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第2項、第130条、第132条、第136条（輸入に係る部分に限る。）、第137条（輸入に係る部分に限る。）、第141条（第136条の輸入に係る部分又は第137条の輸入に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条、第177条、第179条、第180条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第226条の3、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の3又は第227条（第4項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで又は第262条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C

別表第2（第3条関係）

番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	C
2	刑法	第100条第1項、第102条（第100条第1項に係る部分に限る。）	逃走援助・同未遂	C
3	刑法	第100条第2項、第102条（第100条第2項に係る部分に限る。）	逃走援助目的暴行又は脅迫・同未遂	C
4	刑法	第101条、第102条（第101条に係る部分に限る。）	看守者等による逃走援助・同未遂	C
5	刑法	第103条	犯人藏匿等	C
6	刑法	第104条	証憑隠滅等	C
7	刑法	第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）	现住建築物等放火・同未遂	B
8	刑法	第109条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）	他人所有の非现住建築物等放火・同未遂	C
9	刑法	第110条第1項	他人所有の建築物等以外放火	C
10	刑法	第114条	消火妨害	C
11	刑法	第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）	激発物破裂による现住建築物等損壊	B
12	刑法	第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合に限る。）	激発物破裂による他人所有の非现住建築物等損壊	C
13	刑法	第117条第1項（他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）	激発物破裂による他人所有の建築物等以外損壊	C
14	刑法	第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）	業務上失火等	C
15	刑法	第118条第1項	ガス漏出等	C
16	刑法	第118条第2項	ガス漏出等致傷	C
17	刑法	第118条第2項	ガス漏出等致死	C
18	刑法	第119条	现住建築物等浸害	B
19	刑法	第120条第1項	他人所有の非现住建築物等浸害	C
20	刑法	第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）	往来妨害・同未遂	D
21	刑法	第124条第2項	往来妨害致傷	C
22	刑法	第124条第2項	往来妨害致死	C

別表第2について過去千葉県では独自仕様のものを作成し、運用してきたが、本件改正に伴いモデル基準と同じ仕様へと変更。記載内容についての主な変更概要は以下のとおり。

刑法改正による違反行為の追加及び削除。

道路交通法改正による条ずれの解消。

性的姿態撮影等処罰法の新設に伴う追加。

児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に係る対象行為を追加。

大麻取締法の改正により対象行為から削除。

(3) 刑法第124条第1項、第128条(第124条第1項に係る部分に限る。)、第208条の2第1項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(4) 刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(5) 刑法第209条第1項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条から第6条まで、第8条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(8) 爆発物取締罰則第7条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(10) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(12) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(13) 軽犯罪法第1条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(14) 消防法第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 消防法第44条第10号、第13号、第20号、第16条の3第1項、第2項、第24条第1項、第25条第1項又は第2項の規定に違反する行為	F
(16) 道路運送法第101条第2項又は第102条(これらの規定中人を死亡させた場合に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(17) 道路運送法第100条第1項、第2項、第101条第1項、第2項(人を傷つけた場合に限る。)、第3項又は第102条(人を死亡させた場合を除く。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(18) 森林法第202条第1項又は第204条(第202条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(19) 航空法第150条第3号、第3号の2、第3号の3又は第6号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(20) 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(21) 航空機の強取等の処罰に関する法律第4条に規定する罪に当たる	C

23	刑法	第125条、第128条(第125条に係る部分に限る。)	往来危険・同未遂	C
24	刑法	第126条第1項又は第2項、第128条(第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。)	汽車転覆等・同未遂	B
25	刑法	第126条第3項	汽車転覆等致死	B
26	刑法	第127条	往来危険による汽車転覆等	B
27	刑法	第127条	往来危険による汽車転覆等致死	B
28	刑法	第129条第2項	業務従事者過失往来危険	C
29	刑法	第130条、第132条	住居侵入等・同未遂	C
30	刑法	第136条(輸入に係る部分に限る。)、第141条(第136条(輸入に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	あへん煙輸入・同未遂	C
31	刑法	第137条(輸入に係る部分に限る。)、第141条(第137条(輸入に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	あへん煙吸食器具輸入・同未遂	C
32	刑法	第146条前段	水道毒物等混入	C
33	刑法	第146条後段	水道毒物等混入致死	B
34	刑法	第148条第2項(輸入に係る部分に限る。)、第151条(第148条第2項(輸入に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	偽造等通貨輸入・同未遂	B
35	刑法	第176条、第180条(第176条に係る部分に限る。)	強制わいせつ・同未遂	C
36	刑法	第177条、第180条(第177条に係る部分に限る。)	強制性交等・同未遂	C
37	刑法	第178条第1項、第180条(第178条第1項に係る部分に限る。)	準強制わいせつ・同未遂	C
38	刑法	第178条第2項、第180条(第178条第2項に係る部分に限る。)	準強制性交等・同未遂	C
39	刑法	第181条第1項	強制わいせつ等致死傷	B
40	刑法	第181条第2項	強制性交等致死傷	B
41	刑法	第199条、第203条(第199条に係る部分に限る。)	殺人・同未遂	B
42	刑法	第202条、第203条(第202条に係る部分に限る。)	自殺関与等・同未遂	C
43	刑法	第204条	傷害	C
44	刑法	第205条	傷害致死	C
45	刑法	第206条	現場助勢	E
46	刑法	第208条	暴行	E

違法な行為	
(22) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条第2項又は第5条（第2条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(23) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第1条、第3条第1項、第4条、第5条（第1条、第3条第1項又は第4条に係る部分に限る。）又は第6条第2項の罪に当たる違法な行為	C
(24) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までに規定する罪に当たる違法な行為	B
(25) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(27) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪（第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B
(29) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号、第9号、第11号から第15号、第2項（第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第7条又は第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31) 出入国管理及び難民認定法第70条第1項第1号、第2号、第2号の2、第4号、第73条の2、第74条又は第74条の6に規定する罪に当たる違法な行為	C
(32) 出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33) 関税法第108条の4第1項、第2項、第3項、第109条第1項、第2項、第3項又は第112条第1項（第108条の4第1項、第2項、第109条第1項又は第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(34) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(35) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の7、第31条の11	C

47	刑法	第208条の2第1項	凶器準備集合	D
48	刑法	第208条の2第2項	凶器準備結集	C
49	刑法	第209条第1項	過失傷害	F
50	刑法	第210条	過失致死	F
51	刑法	第211条	業務上過失致死傷等	C
52	刑法	第218条	保護責任者遺棄等	C
53	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致傷	C
54	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致死	C
55	刑法	第220条	逮捕、監禁	C
56	刑法	第221条	逮捕等致傷	C
57	刑法	第221条	逮捕等致死	C
58	刑法	第222条	脅迫	D
59	刑法	第223条	強要・同未遂	C
60	刑法	第224条、第228条(第224条に係る部分に限る。)	未成年者略取等・同未遂	C
61	刑法	第225条、第228条(第225条に係る部分に限る。)	営利目的等略取等・同未遂	C
62	刑法	第225条の2、第228条(第225条の2第1項に係る部分に限る。)	身の代金目的略取等・同未遂	B
63	刑法	第226条、第228条(第226条に係る部分に限る。)	所在国外移送目的略取等・同未遂	C
64	刑法	第226条の3、第228条(第226条の3に係る部分に限る。)	被略取者等所在国外移送・同未遂	C
65	刑法	第227条第1項、第228条(第227条第1項に係る部分に限る。)	身の代金目的以外被略取者等の引渡し等・同未遂	C
66	刑法	第227条第2項、第228条(第227条第2項に係る部分に限る。)	身の代金目的被略取者等の引渡し等・同未遂	C
67	刑法	第227条第3項、第228条(第227条第3項に係る部分に限る。)	営利目的等での被略取者等引渡し等・同未遂	C
68	刑法	第227条第4項、第228条(第227条第4項前段に係る部分に限る。)	身の代金目的での被略取者等引渡し等・同未遂	C
69	刑法	第233条	信用毀損、業務妨害	C

第1項第1号、第2号、第2項、第31条の16第1項(第1号に係る部分に限る。)又は第31条の17第1項に規定する罪に当たる違法な行為	
(36) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項第3号、第3項第3号、第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 覚醒剤取締法第41条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)又は第3項(第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(39) 覚醒剤取締法第41条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。)又は第41条の3第3号)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(40) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)又は第3項(第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第65条(輸入又は輸出に係る部分に限る。)又は第66条の3(輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(42) あへん法第51条(輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(43) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5条(輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(44) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第7条又は第8条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(45) 道路法第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(46) 道路法第102条第1号から第3号まで又は第103条第2号から第8号までに規定する罪に当たる違法な行為	D
(47) 道路法第104条、第105条(第48条第4項に係る部分を除く。)又は第106条第1号から第3号までに規定する罪に当たる違法な行為	F
(48) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(49) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、	D

70	刑法	第234条	威力業務妨害	C
71	刑法	第234条の2	電子計算機損壊等業務妨害	C
72	刑法	第235条、第243条(第235条に係る部分に限る。)	窃盗・同未遂	C
73	刑法	第235条の2、第243条(第235条の2に係る部分に限る。)	不動産侵害・同未遂	C
74	刑法	第236条、第243条(第236条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	C
75	刑法	第238条、第243条(第238条に係る部分に限る。)	事後強盗・同未遂	C
76	刑法	第239条、第243条(第239条に係る部分に限る。)	暴行強盗・同未遂	C
77	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致傷・同未遂	B
78	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致死・同未遂	B
79	刑法	第241条第1項、第241条第2項	強盗・強制性交等・同未遂	B
80	刑法	第241条第3項、第243条(第241条第3項に係る部分に限る。)	強盗・強制性交等致死・同未遂	B
81	刑法	第246条、第250条(第246条に係る部分に限る。)	詐欺・同未遂	C
82	刑法	第246条の2、第250条(第246条の2に係る部分に限る。)	電子計算機使用詐欺・同未遂	C
83	刑法	第247条、第250条(第247条に係る部分に限る。)	背任・同未遂	C
84	刑法	第248条、第250条(第248条に係る部分に限る。)	準詐欺・同未遂	C
85	刑法	第249条、第250条(第249条に係る部分に限る。)	恐喝・同未遂	C
86	刑法	第252条	横領	C
87	刑法	第253条	業務上横領	C
88	刑法	第254条	遺失物等横領	E
89	刑法	第256条第1項	盗品等無償譲受け	C
90	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	C
91	刑法	第258条	公用文書等毀棄	C
92	刑法	第259条	私用文書等毀棄	C
93	刑法	第260条	建造物等損壊	C
94	刑法	第260条	建造物等損壊致傷	C

第117条の5第1項（第2号に係る部分を除く。）、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第118条の3又は第119条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	
(50) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項（第2号又は第3号に係る部分を除く。）、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(51) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(53) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(54) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第78条（第27号（第64条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第80条第2号（第63条に係る部分に限る。）若しくは第3号に規定する罪に当たる違法な行為又は第64条第2項の規定に違反する行為	F
(56) 放射性同位元素等の規制に関する法律第52条第11号（第33条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(57) 放射性同位元素等の規制に関する法律第55条第8号若しくは第14号（第32条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第33条第2項の規定に違反する行為	F
(58) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(59) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第5条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(60) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(61) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62) 職業安定法第63条第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(63) 職業安定法第64条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(64) 児童福祉法第60条第2項（第34条第1項第4号の2に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(65) 下請代金支払遅延等防止法第10条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(66) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第3項の規定に違反する行為	E

95	刑法	第260条	建造物等損壊致死	C
96	刑法	第261条	器物損壊等	E
97	刑法	第262条の2	境界損壊	C
98	刑法	第263条	信書隠匿	E
99	爆発物取締罰則	第1条	爆発物使用	B
100	爆発物取締罰則	第2条	爆発物使用未遂	B
101	爆発物取締罰則	第3条	治安妨害等の目的での爆発物製造等	C
102	爆発物取締罰則	第4条	爆発物利用脅迫等	C
103	爆発物取締罰則	第5条	治安妨害者等のための爆発物製造等	C
104	爆発物取締罰則	第6条	爆発物製造等	C
105	爆発物取締罰則	第7条	爆発物発見者の爆発物告知義務違反	F
106	爆発物取締罰則	第8条	犯罪告知義務違反	C
107	爆発物取締罰則	第9条	犯人隠匿等	C
108	暴力行為等処罰に関する法律	第1条	集团的暴行、集团的脅迫、集团的器物毀棄	C
109	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の2第1項、第2項	銃砲刀剣類使用傷害・同未遂	C
110	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習傷害	C
111	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習暴行、常習脅迫、常習器物毀棄	C
112	暴力行為等処罰に関する法律	第2条	集团的・常習面会強請等	D
113	盗犯等の防止及び処分に関する法律	第2条	常習特殊窃盗罪・同未遂	C
114	盗犯等の防止及び処分に関する法律	第2条	常習特殊強盗罪・同未遂	C
115	盗犯等の防止及び処分に関する法律	第3条	常習累犯窃盗罪・同未遂	C
116	盗犯等の防止及び処分に関する法律	第3条	常習累犯強盗罪・同未遂	C
117	盗犯等の防止及び処分に関する法律	第4条	常習強盗致傷罪・常習強盗強姦罪・同未遂	B
118	軽犯罪法	第1条(第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に係る部分に限る。)	刃物等を隠して携帯する行為等	F
119	消防法	第16条の3第1項	危険物流出事故等発生時の応急措置義務違反	F

(67) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第59条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(68) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条又は第5条	C
(69) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第3項（製造に係る部分に限る。）、第4項、第5項又は第7項（製造に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(70) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で（1）から（69）までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(71) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で（1）から（69）までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(72) （1）から（71）までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

120	消防法	第16条の3第2項	危険物流出事故等発見者の通報義務違反	F
121	消防法	第24条第1項	火災発見者の通報義務違反	F
122	消防法	第25条第1項又は第2項	消火等義務違反	F
123	消防法	第39条	火災報知機等損壊	C
124	消防法	第44条(第10号に係る部分に限る。)	危険物流出事故等発生時の虚偽通報	F
125	消防法	第44条(第13号に係る部分に限る。)	火災報知機等の不正使用等	F
126	消防法	第44条(第20号に係る部分に限る。)	火災発生の虚偽通報等	F
127	道路運送法	第100条第1項、第2項	自動車道等損壊等・同未遂	C
128	道路運送法	第101条第1項、第3項	事業用自動車転覆等・同未遂	C
129	道路運送法	第101条第2項(人を傷つけた場合に限る。)	事業用自動車転覆等致傷	C
130	道路運送法	第101条第2項(人を死亡させた場合に限る。)	事業用自動車転覆等致死	B
131	道路運送法	第102条(人を傷つけ、又は死亡させた場合を除く。)	自動車道等損壊等による事業用自動車転覆等・同未遂	C
132	森林法	第202条第1項、第204条(第202条第1項に係る部分に限る。)	他人の森林への放火・同未遂	C
133	航空法	第150条(第3号、第3号の2又は第3号の3に係る部分に限る。)	滑走路、誘導路等を損傷する行為等	F
134	航空法	第150条(第6号に係る部分に限る。)	爆発性の物件等の航空機内持込み	F
135	航空機の強取等の処罰に関する法律	第1条	航空機の強取等・同未遂	B
136	航空機の強取等の処罰に関する法律	第2条	航空機の強取等致死	B
137	航空機の強取等の処罰に関する法律	第4条	航空機の運航阻害	C
138	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第1条、第5条(第1条に係る部分に限る。)	航空の危険を生じさせる行為・同未遂	C
139	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第2条第1項、第2項、第5条(第2条第1項に係る部分に限る。)	航行中の航空機を墜落させる行為等・同未遂	B
140	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第2条第3項	航行中の航空機を墜落させて人を死亡させる行為	B
141	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第3条第1項、第5条(第3条第1項に係る部分に限る。)	業務中の航空機の破壊等・同未遂	C
142	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第3条第2項	業務上の航空機の破壊等致死	B
143	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第4条前段、第5条(第4条前段に係る部分に限る。)	業務中の航空機内への爆発物持込み・同未遂	C
144	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第4条後段、第5条(第4条後段に係る部分に限る。)	業務中の航空機内への銃砲等の持込み・同未遂	C
145	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第6条第2項	業務従事者による過失により航空の危険を生じさせる行為等	C

146	人質による強要行為等の処罰に関する法律	第1条	人質による強要等・同未遂	C
147	人質による強要行為等の処罰に関する法律	第2条	加重(複数、凶器使用等)人質強要	B
148	人質による強要行為等の処罰に関する法律	第3条	加重(航空機強取)人質強要	B
149	人質による強要行為等の処罰に関する法律	第4条	人質殺害・同未遂	B
150	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法	第9条第1項、第3項	流通食品への毒物混入等・同未遂	C
151	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法	第9条第2項	流通食品への毒物混入等致死傷	B
152	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第7号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第7号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	組織的な殺人・同未遂	B
153	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第8号に掲げる罪に係る部分に限る。)	組織的な逮捕、監禁	C
154	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第9号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第9号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	組織的な強要・同未遂	C
155	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第10号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第10号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	組織的な身の代金目的略取等・同未遂	B
156	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第11号に掲げる罪に係る部分に限る。)	組織的な信用毀損、業務妨害	C
157	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第12号に掲げる罪に係る部分に限る。)	組織的な威力業務妨害	C
158	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第13号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第13号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	組織的な詐欺・同未遂	C
159	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第14号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第14号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	組織的な恐喝・同未遂	C
160	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第1項(第15号に掲げる罪に係る部分に限る。)	組織的な建造物等損壊	C
161	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第7号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第2項(第1項第7号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	団体の不正権益獲得目的の殺人・同未遂	B

162	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第8号に掲げる罪に係る部分に限る。)	団体の不正権益獲得目的の逮捕、監禁	C
163	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第9号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第2項(第1項第9号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	団体の不正権益獲得目的の強要・同未遂	C
164	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第10号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第2項(第1項第10号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	団体の不正権益獲得目的の身の代金目的略取等・同未遂	B
165	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第11号に掲げる罪に係る部分に限る。)	団体の不正権益獲得目的の信用毀損、業務妨害	C
166	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第12号に掲げる罪に係る部分に限る。)	団体の不正権益獲得目的の威力業務妨害	C
167	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第14号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第2項(第1項第14号に掲げる罪に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	団体の不正権益獲得目的の恐喝・同未遂	C
168	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第3条第2項(第1項第15号に掲げる罪に係る部分に限る。)	団体の不正権益獲得目的の建造物等損壊	C
169	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第7条	組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等	C
170	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第11条	犯罪収益等收受	C
171	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第15条	特殊開錠用具の授与等	D
172	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条	特殊開錠用具の不法所持等	D
173	出入国管理及び難民認定法	第70条第1項(第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。)	不法入国等	C
174	出入国管理及び難民認定法	第71条	入国審査官の確認を受けない出国等	D
175	出入国管理及び難民認定法	第73条	在留資格外活動	D
176	出入国管理及び難民認定法	第73条の2第1項	不法就労活動助長	C
177	出入国管理及び難民認定法	第74条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	集団密航者を本邦に入らせる行為等・同未遂	C

178	出入国管理及び難民認定法	第74条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利の目的で集団密航者を本邦に入らせる行為等・同未遂	C
179	出入国管理及び難民認定法	第74条の6	営利目的で不法入国等の実行を容易にする行為	C
180	関税法	第108条の4第1項、第3項(第1項に係る未遂に係る部分に限る。)	輸出してはならない貨物(麻薬及び向精神薬等)の輸出等・同未遂	C
181	関税法	第108条の4第2項、第3項(第2項に係る未遂に係る部分に限る。)	輸出してはならない貨物(児童ポルノ等)の輸出等・同未遂	C
182	関税法	第109条第1項、第3項(第1項に係る未遂に係る部分に限る。)	輸入してはならない貨物(麻薬及び向精神薬等)の輸入等・同未遂	C
183	関税法	第109条第2項、第3項(第2項に係る未遂に係る部分に限る。)	輸入してはならない貨物(公安又は風俗を害すべき書籍等)の輸入等・同未遂	C
184	関税法	第112条第1項(第108条の4第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項に係る部分に限る。)	輸出してはならない貨物の輸出等に係る貨物の運搬等	C
185	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	けん銃等の不法輸入・同未遂	C
186	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのけん銃等の不法輸入・同未遂	B
187	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第1項	けん銃等の不法所持	C
188	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第2項	けん銃等の実包等と共にする不法携帯等	C
189	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第1号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行うけん銃等の不法所持 団体に不正利益を得させる等の目的で行うけん銃の不法所持	C
190	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第2号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われる2以上のけん銃等の不法所持 団体に不正利益を得させる等の目的で行う2以上のけん銃の不法所持	C
191	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第3号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われるけん銃等の実包等と共にする不法携帯等 団体に不正利益を得させる等の目的で行うけん銃の実包と共にする携帯等	C
192	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	けん銃実包の不法輸入・同未遂	C
193	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのけん銃実包の不法輸入・同未遂	C
194	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項(第1号に係る部分に限る。)	猟銃の不法所持	C
195	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項(第2号に係る部分に限る。)、第2項	けん銃部品の不法輸入・同未遂	C
196	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項(第1号に係る部分に限る。)	刀剣類等の不法所持	C
197	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第1項	けん銃等として交付等を受けた物品の輸入	C

198	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項(第3号に係る部分に限る。)	けん銃実包として交付等を受けた物品の輸入	D
199	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項(第3号に係る部分に限る。)	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	D
200	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第4号又は第5号	準空気銃の不法所持等	D
201	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条第2号(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)	模造けん銃の不法所持等	F
202	大麻取締法	第24条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	大麻の不法な輸入又は輸出・同未遂	C
203	大麻取締法	第24条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	大麻の営利目的での不法な輸入又は輸出・同未遂	C
204	覚醒剤取締法	第41条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	覚醒剤の輸入又は輸出・同未遂	C
205	覚醒剤取締法	第41条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	覚醒剤の営利目的輸入又は輸出・同未遂	B
206	覚醒剤取締法	第41条の3第1項(第30条の6に係る部分に限る。)、第3項(第1項(第30条の6に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	覚醒剤原料の不法な輸入又は輸出・同未遂	C
207	覚醒剤取締法	第41条の3第2項(第30条の6に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第30条の6に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	覚醒剤原料の営利目的での不法な輸入又は輸出・同未遂	C
208	麻薬及び向精神薬取締法	第64条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等の輸入又は輸出・同未遂	C
209	麻薬及び向精神薬取締法	第64条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等の営利目的での輸入又は輸出・同未遂	B
210	麻薬及び向精神薬取締法	第65条第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の不法な輸入又は輸出・同未遂	C
211	麻薬及び向精神薬取締法	第65条第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の営利目的での不法な輸入又は輸出・同未遂	C
212	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第1項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	向精神薬の不法な輸入又は輸出・同未遂	C
213	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第3項(第2項(輸入又は輸出に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	向精神薬の営利目的での不法な輸入又は輸出・同未遂	C

214	あへん法	第51条第1項(第3号に係る部分に限る。)、第3項(第1項第3号に係る部分に限る。)	あへん等の不法な輸入又は輸出・同未遂	C
215	あへん法	第51条第2項(第1項第3号に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第1項第3号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	あへん等の営利目的での不法な輸入又は輸出・同未遂	C
216	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	第5条(輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。)	業として行う規制薬物の不法な輸入又は輸出	B
217	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	第7条	薬物犯罪収益等收受	C
218	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	第8条第1項	規制薬物として交付を受けた薬物等の輸入又は輸出	C
219	道路法	第101条	道路の損壊等	C
220	道路法	第102条	無許可道路占用等	D
221	道路法	第103条	道路占用許可申請書記載事項に係る事項の無許可変更等	D
222	道路法	第104条	車両の幅等の制限違反等	F
223	道路法	第105条	車両の積載物の落下の予防等に係る措置命令違反	F
224	道路法	第106条	沿道区域における土地等の管理者等に対する措置命令違反	F
225	道路交通法	第115条	信号機損壊等	C
226	道路交通法	第116条	義務上過失等による他人の建造物損壊	D
227	道路交通法	第117条第1項	死傷事故の場合の措置義務違反	C
228	道路交通法	第117条第2項	運転者の運転に起因する死傷事故の場合の措置義務違反	C
229	道路交通法	第117条の2	酒酔い運転等	C
230	道路交通法	第117条の2の2	酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して車両等を運転した場合等	C
231	道路交通法	第117条の3	共同危険行為等	D
232	道路交通法	第117条の3の2	酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して酒類を提供した場合等	D
233	道路交通法	第117条の5(第3号に係る部分を除く。)	交通事故の場合の措置義務違反等	D
234	道路交通法	第118条第1項	最高速度違反等	D

235	道路交通法	第118条第2項	過失最高速度違反	D
236	道路交通法	第118条の2	呼気検査拒否・妨害	D
237	道路交通法	第118条の3	自衛隊の防衛出動時における交通規制違反	D
238	道路交通法	第119条第1項	警察官の指示に従わない運転者の行為等	D
239	道路交通法	第119条第2項	過失により信号機の信号等に従わない行為等	F
240	道路交通法	第119条の2第1項	駐停車禁止違反等	F
241	道路交通法	第119条の2第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
242	道路交通法	第119条の3第1項(第7号又は第8号に係る部分を除く。)	駐停車禁止違反等	F
243	道路交通法	第119条の3第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
244	道路交通法	第120条第1項	警察官等による交通規制に違反する行為等	F
245	道路交通法	第120条第2項	過失により警察官等による交通規制に違反する行為等	F
246	道路交通法	第121条第1項	警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
247	道路交通法	第121条第2項	過失により警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
248	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第1項	自動車の運行供用禁止命令違反等	D
249	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第2項	自動車の保管場所に関する虚偽の書面の提出等	F
250	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第3項	軽自動車の使用の本拠の位置等の届出義務違反等	F
251	自動車の運転により人を刺傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致傷	C
252	自動車の運転により人を刺傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致死	C
253	自動車の運転により人を刺傷させる行為等の処罰に関する法律	第4条	過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	C
254	自動車の運転により人を刺傷させる行為等の処罰に関する法律	第5条	過失運連致死傷	C

255	自動車の運転により人を刺傷させる行為等の処罰に関する法律	第6条	無免許運転による加重	C
256	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第64条第2項	警察官等への通報義務違反	F
257	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第78条(第27号(第64条第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	応急措置義務違反	D
258	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第80条(第2号(第63条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	警察官等への事故届出義務違反	F
259	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第80条(第3号に係る部分に限る。)	車両停止命令違反等	F
260	放射性同位元素等の規制に関する法律	第33条第2項	警察官等への通報義務違反	F
261	放射性同位元素等の規制に関する法律	第52条(第11号(第33条第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	応急措置義務違反	D
262	放射性同位元素等の規制に関する法律	第55条(第8号に係る部分に限る。)	停止命令違反等	F
263	放射性同位元素等の規制に関する法律	第55条(第14号(第32条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	警察官等への事故届出義務違反	F
264	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第3条(第1項及び第2項に係る部分に限る。)	核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応又は放射線の発散	B
265	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	第5条	核燃料物質の原子核分裂等を目的とした原子核分裂装置等の所持	C
266	労働基準法	第117条	労働強制	C
267	労働基準法	第118条第1項(第6条に係る部分に限る。)	中間搾取	D
268	労働基準法	第118条第1項(第56条に係る部分に限る。)	最低年齢制限違反	D
269	職業安定法	第63条(第1号に係る部分に限る。)	禁行等による職業紹介、労働者供給等	C
270	職業安定法	第64条(第9号に係る部分に限る。)	労働者供給事業等	C
271	児童福祉法	第60条第2項(第34条第1項第4号の2に係る部分に限る。)	児童の夜間使用	C
272	下請代金支払遅延等防止法	第10条	下請委託時の書面交付義務違反等	C
273	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第4条第3項	派遣労働者を警備業等に従事させることの禁止違反	E
274	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第59条(第1号(第4条第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	警備業等への労働者派遣	C
275	法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく千葉県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で1から274までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。)			O
276	法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく千葉県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で1から274までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。)			I
277	1から276までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。)を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同様の分類

別添 (略)

別添 (略)